

と、評価の結果については、国民に対して分かりやすい形で公表されること、被評価者に対して評価の結果及び理由が示され、それに対して意見を提出する機会が設けられることが適当である。

(3) 資源の効果的配分と評価

○各資源配分機関は、大学の教育研究の個性を伸ばし、質を高める適切な競争を促進し、効果的な資源配分を行うため、きめ細かな評価情報に基づき、より客観的で透明な方法によって適切な資源配分を行う必要がある。

5 高等教育改革を進めるための基盤の確立等

○高等教育改革を継続的に推進していくためには、各大学等における自己改革の取組とともに、これを各大学等及び教職員の負担に任せるだけではなく、国としても、施設・設備の整備や教職員の配置、教育研究経費の充実などについて必要な財政上の措置を講ずるなど、この答申で示した具体的改革方策のための基盤整備を積極的に推進していくことが不可欠である。そのための経費負担については、教育への投資は我が国の今後の発展に欠かすことのできない未来への先行投資であること、現状では、高等教育についての学生や親の家計負担が重いものとなっていること、さらに我が国は先進諸国と比較して国内総生産（GDP）や公財政支出全体に占める高等教育に対する公財政支出の割合が少ないことを踏まえ、公的支出を先進諸国並に

近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や大学等に期待される役割等も踏まえつつ、積極的に改革に取り組んで成果をあげている大学等を重点的に支援していくことが必要である。

○各大学等において民間資金の導入等による財源の多様化・充実を図るとともに、国公私立大学等の授業料については、物価水準等を考慮した程度の改訂など、学生や親の家計の負担が余り重くならないよう努力する必要がある。

○奨学金については、高等教育についての学生や親の家計負担が重くなっていることを考慮し、今後、主に経済的困難度を重視する観点から抜本的拡充を図ることが必要である。また、大学院学生に対する奨学金については、学生が自立した家計を持つ場合が多いことを考慮し更に拡充することが必要である。

このほか、ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント、日本学術振興会の特別研究員制度についても更に拡充を図る必要がある。

○私学助成については、今後、社会における人材養成需要を考慮するとともに、社会的要請の強い特色ある教育研究プロジェクトに対する重点的配分を一層図る必要がある。また、私立大学等の収入源の多様化等を図るための税制改正を更に進めることも重要である。

資料2：医師臨床研修の必修化について

医療関係者審議会医師臨床研修部会*（平成11.2.10）

1 趣旨

○臨床研修を必修化することにより、今日の医療提供に対する国民の要請に応えられるよう、その充実を図る。具体的には、研修中の医師を研修に専念させるとともに、研修修了の評価を適正に行うことなどにより研修効果を高めることとする。

2 実施方法

○診療に従事する医師は、免許を受けた後2年以上一定の研修体制を有する大学附属病院又は臨床研修

病院（以下、「臨床研修病院等」という。）において、臨床研修を行わなければならないこととする。

○臨床研修中の医行為の内容・種類については制限せず、医師法上の責務（処方箋の交付義務、診療録の記載・保存義務）についても通常の取扱いとする。

○病院・診療所の管理者は、研修を修了したものでなければならず、研修未了の者は許可を受けなければならないこととする。

○研修中の医師に対して、その手当てが適切に支払われるよう必要な措置を講ずるとともに、指導医の処遇の在り方についても検討する。具体的な費用負担については、国及び医療保険の双方が負担している現状

*部会長：大塚敏文

を踏まえ、今後その在り方を整理する。

3 研修内容

○研修の到達目標は、「卒後臨床研修目標」に基本的に沿うものとする。当該目標については、インフォームド・コンセントや医薬品の適正使用など科学的根拠に基づく医療の提供等の観点から見直しを行う。

○内科系及び外科系の双方を含む複数の診療科で研修を行うとともに、救急医療等の研修の機会の確保について研修プログラムの中に明確に位置付ける。

○研修の場を臨床研修病院等だけに限るのではなく、「病院群」や「研修施設群」による研修等多様なものとする。

4 質の確保

○現行の臨床研修病院の指定基準については、研修指導体制を含む新たな基準を示すとともに、指導医の質の向上を図る。

○研修プログラムについては、各臨床研修病院等は「卒後臨床研修目標」に基づき、研修期間の2年間を通じ一貫したプログラムを作成することとする。臨床研修病院等の指定の際、当該プログラムの内容についても当該病院の特色・多様性を尊重しつつ審査を行

う。

○研修医の幅広い選択に資するよう、研修プログラムに関する情報は一般に公開する。

○臨床研修病院等の指定について定期的に確認を行い、当該結果を踏まえた改善の指導や取消等により臨床研修病院等の質の確保を図る。

5 研修修了の認定

○研修修了の認定方法については以下のとおりとする。

(1) 各研修医ごとに研修医手帳を作成し、研修医による自己評価と指導医による客観的評価を行う。

(2) 研修医から提出された研修医手帳及び指導医の評価に基づき、病院内に設けられた研修委員会による評価を踏まえて、研修責任者たる病院長が総合的に評価を行った上で、研修修了を証明する。

(3) 厚生大臣は上の証明に基づき、その旨を医籍に登録する。

6 施行時期

○臨床研修病院等の準備（研修プログラムの準備、研修修了のチェックシステムの整備）その他の体制の整備を勘案して2～3年程度の猶予期間を置く。

資料3：21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について

—21世紀医学・医療懇談会第4次報告の概要—

21世紀医学・医療懇談会*（平成11.2.26）

I 検討の経緯

平成8年6月の本懇談会第1次報告等を踏まえ、各大学において医学・歯学教育改革に係る様々な取組が始められていること、大学審議会から「21世紀の大学像と今後の方策について」具体的な改革方策が提言されたこと、医療提供体制の改革の一環として、医師・歯科医師の将来における需給見通しも踏まえた育成・確保体制の適正化の必要性が指摘されている状況等を踏まえ、21世紀に向けた医師・歯科医師の育成体制の在り方について検討が行われ、議論の結果が第

4次報告としてとりまとめられたものである。

II 報告の概要

1 基本的な検討の視点

国民の多様かつ高度な医療サービスに対するニーズにこたえる人材や、将来の医学・医療をきりひろく先端的研究の進展に寄与する人材が求められており、こうした要請にこたえるため、各大学において教育研究体制の改善を図り、それぞれの特色を生かした多様な教育研究活動を展開することにより、幅広い視野を持って生涯にわたり主体的に学習・研究していくことのできる医師・歯科医師を養成していく。

*会長：浅田敏雄